



令和元年10月から始まる 幼児教育・保育の無償化について

概要

○ 保育料について

- ◇ 満3歳児から小学校就学前までの園児について、保育料が無償化になります。
- ◇ 給食費をはじめとする実費については保護者の負担になります。
- ◇ 手続きは特に必要ありません。

○ 預かり保育について

- ◇ 保育の必要性がある3歳児から小学校就学前までの児童について、利用料が無償化になります。

(満3歳児から最初の3月31日の間は市民税非課税世帯が対象)

- ◇ 給食費をはじめとする実費については無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。

※給食費のうち、副食費については、年収360万円未満相当世帯の園児、所得階層にかかわらず第3子以降の園児(算定基準は小学校第3学年修了前、同一世帯内)は免除されます。

- ◇ 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」が必要です。申請は各施設を通じて提出していただきます。

無償化の上限額

○ 保育料について

無償

○ 預かり保育について

利用料全てが無償ではなく、上限額があります。

上限額 1.13万円/月

(満3歳児から最初の3月31日の間は1.63万円/月)

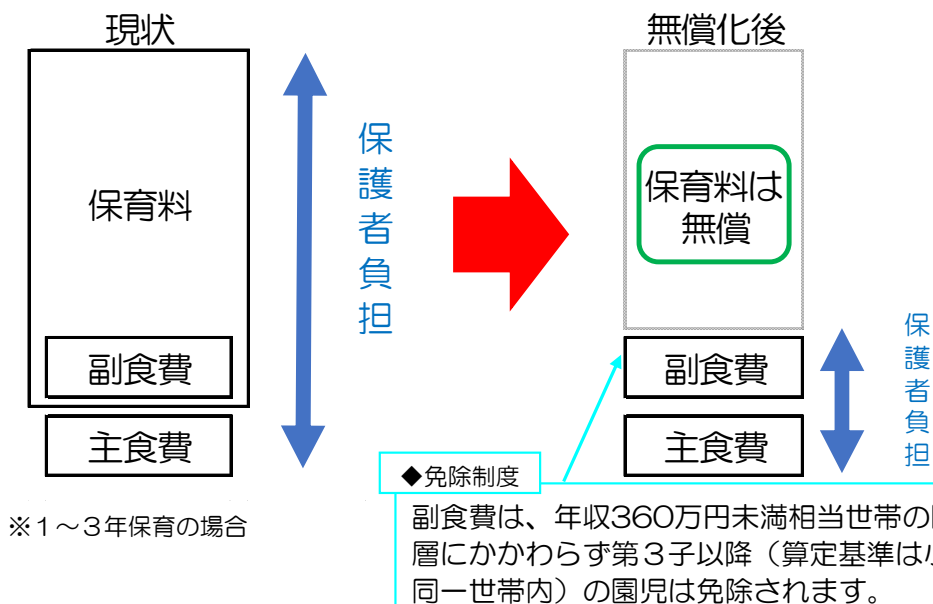
※上限を超える場合は、保護者の負担になります。



概要

- 年少クラス（3年保育）から小学校就学前までの園児について、保育料が無償化になります。
（乳児クラス（6～4年保育）は市民税非課税世帯が対象）
- 給食費をはじめとする実費については無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降の免除制度ができます。
- 手続きは特に必要ありません。

無償化後の保育料・給食費（主食費・副食費）



給食費の徴収方法

これまで保育料とは別に徴収していた主食費に副食費を加えた給食費をご負担していただきます。

給食費の金額や徴収方法は、各施設で異なります。

